

特集：IPMの発展に向けて

## I P M の 現 状

——行政の立場から——

農林水産省農産園芸局植物防疫課 小 野 泰 樹\*

## I 新しい基本法の下での植物防疫行政

## 1 農政の基本方向

食料・農業・農村基本法が1999年7月12日に可決成立し、7月16日に公布施行された。この新基本法は、1994(平成6)年10月の「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」において「農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手する」とされて以来、足かけ6年に及ぶ議論を経て成立したものである。食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化や国民からの農業・農村に寄せられる新たな期待に的確に対応して、講ずべき施策の基本方向を明らかにしている。新基本法の基本理念として、

- ① 食料の安定供給の確保、
- ② 多面的機能の発揮、
- ③ 農業の持続的な発展、
- ④ 農村の振興、

が掲げられている。また、これを受けて2000年3月24日には、新基本法に掲げられた基本理念および基本方向を具体的なものとするため、今後10年程度を見通した基本計画が閣議決定されている。

併せて、「農業の持続的な発展」として掲げられている事項のうち、「自然循環機能の維持増進」(第32条)に関連して、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が1999年10月25日に施行された。この中では、持続性の高い生産方式の要件の一つとして、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い病害虫防除技術が挙げられており、化学農薬の使用に多くを求めている現状の防除のあり方についての見直しが求められている。

このように植物防疫の場面においては、「食料の安定供給の確保」のため、農業生産の安定を図りつつ、「農業の持続的な発展」のために、環境への負荷が極力少ない防除技術を推進していくことが従来にも増して重要となっている。

## 2 病害虫防除対策の方向

発生予察情報に基づく適期・適切な防除の実施、農薬の適正使用の徹底、環境等に配慮した安全性の高い農薬の開発・使用、天敵の利用等環境に優しい防除技術の開発・普及などにより、安全な農作物の安定生産や環境保全が図られてきている。今後は、1998年12月の「植物防疫事業の運営改善に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、さらに、環境に対する負荷低減を図り、病害虫防除をより環境と調和したものとしていくことが必要となっている。

具体的には、

① 病害虫の防除に当たっては、従来のように病害虫被害を完全になくすのではなく、病害虫の発生を一定水準以下に抑制しておくとの考え方を基本とする。

② 病害虫防除が必要な病害虫の発生レベル(要防除水準)を、被害が発生すると見込まれる水準(被害許容水準)ではなく、原則として病害虫の被害額が防除コストを上回ると見られる水準(経済的被害許容水準)とする。

③ 化学農薬のみならず、天敵等の生物的防除、太陽熱消毒等の物理的防除などの多様な技術を積極的に導入するとともに、これら技術を総合的に組み合わせた体系的な防除方法を導入する。

すなわち、総合的病害虫管理体系(Integrated Pest Management: IPM)を確立・定着させていくことが重要となっている。短期間のうちにこれらを達成することは困難な面も多いが、この目標に向けて一步一步着実に推進して行くことが必要となっている。

## II 環境への負荷が少ない病害虫防除技術の開発・普及

環境への負荷の少ない病害虫防除技術としては、これまでもIPMが目ざされてきている。この10年以上にわたり個別技術を中心に技術開発、実証等の様々な取り組みがなされてきており、一定の成果が得られている。今後は、その成果をどのように普及・定着していくかが大きな課題である。

その際、非常に重要なポイントは、いかにきめ細かく発生予察の情報を提供し、農家自らの防除要否の判断に

\*現、門司植物防疫所福岡支所。

Administrative View of the Present IPM Conditions. By Yasuki Ono

(キーワード：IPM, 行政, 予察事業, 防除所, 病害虫管理)

つなげていくかということである。また同様に重要な点として、化学農薬による防除に加えて、フェロモンや天敵、太陽熱消毒などの多様な技術をいかにうまく組み合わせ利用していくかということである。

このため、農林水産省農産園芸局植物防疫課では、2000(平成12)年度に次のような事業を実施している。

### 1 総合的病害虫管理推進事業

農薬による環境への負荷を低減し、IPMの推進を図ることを目的に、都道府県の指導のもとに以下の項目が実施されている。

① 新たな技術を組み込んだ総合的病害虫管理体系のモデル地区での実証を行う。

② 各関係機関(都道府県、市町村、農協等)の連携による総合的病害虫管理実施体制を整備する。

③ 新規発生、薬剤抵抗性の獲得等で従来とは異なる発生態様を示す特異的病害虫について、地域に適応した防除技術への改良を一体的に推進する。そして、産地等地域レベルでの総合的病害虫管理体系の確立を推進する。

### 2 重要病害虫発生予察事業

近年の病害虫の発生状況の変化を踏まえ、発生予察の対象とする病害虫を重点化し、より効果的に発生予察を実施する。そして都道府県の病害虫防除所では、

① 防除指導の現場で、防除要否の判断が可能な予察情報の作成提供および技術定着のための指導を行う。

② 農家レベルで病害虫発生状況の把握が進むよう、モニタリング技術を確立し、その技術を活用した調査結果の迅速な収集および発生要因に応じた技術の改良を行い、発生予察をより効果的かつ高精度に実施する。

これらの事業は、全国47都道府県において、都道府

県や農協等が実施主体となり実施されている。

## III 今後の課題

以上のような考え方の下に病害虫防除を発展的に転換していくに当たり、以下のような点に留意が必要であろう。化学農薬による防除と比べ、これらの防除方法の効果が農作物の種類や地域の気象条件等に大きく左右されやすく、その導入・定着にはより高度な技術レベルが求められる。そして、地域の指導機関・農家等が病害虫の診断・調査、防除要否の判断等に関する高度なノウハウを修得することが重要である。また、これらに対する適切な指導が行われるとともに、このような防除方法を実施するために必要な一層の技術開発が求められている。

このため、今後は前述した事業を有効に活用すべきであろう。そして、

① 高精度かつ効率的な発生予察の実施と、これに基づく現場での要防除水準に基づく防除、

② 生物農薬等環境にやさしい技術と化学農薬を組み合わせた防除技術の開発・普及、

③ 上記の技術を組み合わせつつ、病害虫の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮した、農薬の使用を最小限に抑える総合的な病害虫防除体系の確立、などが重要な課題である。

なお、これらの技術は、生産者にとっては必ずしも従来の方法と比べて低コスト化や省力化に結びつくものとは限らない。そこで、これら技術のもつ意義について、農業生産者および消費者双方の理解を深めるような活動も併せて行いつつ普及・定着を図っていくことが重要である。

### 主な次号予告

次号7月号は、「果実腐敗病の現状と対策」の特集を掲載予定です。予定されている原稿は下記のとおりです。

特集：果実腐敗の現状と対策

果実腐敗の現状と対策	家城洋之
カンキツ果実腐敗の現状と対策	三好孝典
ナシ・セイヨウナシ果実腐敗の現状と対策	岩波靖彦
モモの果実腐敗の現状と対策	尾形 正
全国的に見たオオタバコガの最近の発生状況	浜村徹三

植物防疫基礎講座

菌糸切断・BL-B 蛍光照射による病原菌の胞子形成法	大畑貫一
農業害虫および天敵昆虫等の薬剤感受性検定マニュアル	
(36)天敵生物：ヒメハナカメムシ類	大野 徹
トピックス	
アルゼンチン植物ウイルス研究計画の完了にあたって	杉浦巳代治
メクラカメムシの代替名「カスミカメムシ」の提唱	宮本正一・安永智秀・友國雅章・林 正美
日本植物病名目録の改訂に当たって	植松 勉
リレー随筆：病害虫防除所の活動	
(1)北海道	尾崎政春